ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック（以下「プレコンシューマ材料」という。）の重量に〇・五を乗じて得た重量及び日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック（以下「ポストコンシューマ材料」という。）の重量の合計の割合が五十パーセント以上であること。

二　次のイからチまでを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第３Ａ１から7まで及びＤ２に適合するポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン又はポリプロピレンのいずれかを使用し、それ以外の原料を使用していないこと。

ハ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）の原料は、それぞれ分離できること。

ニ　日本産業規格Ｋ六九〇〇に適合する充塡材を使用していないこと。

ホ　ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は、当該容器一個当たりのそれらのプラスチックの比重は〇・九七グラム毎立方センチメートル未満とすること。

ヘ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）の原料としてポリエチレンテレフタレートを使用する場合は着色をせず、ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は着色をしない又は白色に着色すること。

ト　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、印刷（レーザーによる印字を除く。）を施さないこと。

チ　キャップ、ディスペンサー、包装及び附属品は分離することができること。

三　第一号ロ及び前号ロからホまでを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・一二五グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

五　第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

六　第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

2　家庭用化粧品容器のうち、本体容器における化粧品の詰替えを目的とするボトル形の容器（以下「ボトル形容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇八〇グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が六十パーセント以上であること。

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　前項第二号ロからホまで及び第一号ロを満たすこと。

三　前項第二号ロからチまでを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五五グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

五　前項第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

六　前項第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

3　家庭用化粧品容器のうち、本体容器における化粧品の詰替えを目的とするプラスチックフィルム製の容器（以下「フィルム形容器」という。）であって、異なる種類のプラスチックフィルムを積層した容器に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五〇グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

二　次のイからニまでを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　アルミニウムはくを使用していないこと。

ハ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、食品、添加物等の規格基準第３Ａ１から7まで及びＤ２に適合する原料を使用すること。

ニ　フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用し、再資源化が可能であること。

三　第一号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇二三グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が五パーセント以上であること。

五　第二号ロ及びハ並びに前号イを満たすこと。

六　第二号ロからニまで及び第四号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十四号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上剤、台所用洗剤、食器洗浄機用の洗剤（以下「食洗器用洗剤」という。）又は住居用洗剤を充塡するためのプラスチック製の容器（以下「家庭用洗浄剤容器」と総称する。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　家庭用洗浄剤容器のうち、洗浄剤を詰め替えることにより繰り返し使用することができる容器（以下「詰替え本体容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイからヘまでを満たすこと。

イ　陶器、ガラス又はエアゾール（缶に噴霧器を取り付けて、液体又は粉末等の内容物を霧状に噴出させるものをいう。以下同じ。）を使用していないこと。